

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年3月30日
【会社名】	株式会社ヘリオス
【英訳名】	HEALIOS K.K.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長CEO 鍵本 忠尚
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03-5777-8308
【事務連絡者氏名】	執行役CFO リチャード・キンケイド
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【電話番号】	03-5777-8308
【事務連絡者氏名】	執行役CFO リチャード・キンケイド
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2020年3月27日開催の当社第9回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2020年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

8,053,954,178円

資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2020年4月30日

2. 資本準備金の額の減少の内容

減少する資本準備金の額

8,053,954,177円

資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2020年4月30日

3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損補填に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 16,107,908,355円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 16,107,908,355円

剰余金の処分がその効力を生ずる日

2020年4月30日

第2号議案 定款一部変更の件

本店所在地である世界貿易センタービルディングが都市再開発事業により建替えとなることから、貸主との賃貸借契約が2020年12月31日にて満了となるため本店を移転いたします。本店移転に伴い、現行定款第3条の本店所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。この変更は、本店移転日をもって効力を生ずるものとし、その旨の附則を併せて規定するものであります。なお、当該附則は効力発生日経過後に削除するものいたします。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、鍵本忠尚、松田良成、マイケル・アルファント、成松淳、樫井正剛、グレゴリー・ボンフィリオ、リチャード・キンケイド及びデイビッド・スミスの各氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	396,388	308	-	(注)1	可決 95.42
第2号議案	396,420	277	-	(注)2	可決 95.43
第3号議案					
鍵本 忠尚	384,144	12,553	-		可決 92.48
松田 良成	384,893	11,804	-		可決 92.66

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
マイケル・アルファント	321,159	75,538	-	(注)3	可決 77.31
成松 淳	378,844	17,853	-		可決 91.20
樫井 正剛	390,242	6,455	-		可決 93.94
グレゴリー・ボンフィリオ	390,232	6,465	-		可決 93.94
リチャード・キンケイド	389,937	6,760	-		可決 93.87
デイビッド・スミス	389,940	6,757	-		可決 93.87

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上